



Title	生活労働の展開と生活主体の形成：生活分析の基本視角
Author(s)	山田, 定市
Citation	社会教育研究, 8, 1-11
Issue Date	1988-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28459
Type	bulletin (article)
File Information	8_P1-11.pdf



[Instructions for use](#)

生活労働の展開と生活主体の形成 — 生活分析の基本視角 —

山 田 定 市

I 課 題 の 設 定

近年、生活分析に寄せる研究者の関心が高まり、さまざまな研究領域からの接近が試みられている。もちろん、その接近の方法は論者の設定する課題によって異なる。小論の目的は、この主題を社会教育研究の一環として位置づけて深めることにある。

さきに、われわれは、社会教育研究の枠組みを、基礎構造分析、主体形成論（分析）、社会教育構造分析、として提示した（注1）。この枠組みのなかで、小論は主として主体形成論とその基礎をなす基礎構造分析にかかわっている。そのさい、生活分析と生活主体形成に焦点をあてて、とりわけ生活労働の形成・展開に着目するのは、生活労働が生活にかかわる基礎構造分析と主体形成論の結節的な基本概念の一つであると位置づけるからにほかならない。もちろん、生活労働自体、その内実が十分に吟味され確立した概念であるとは言いがたい。むしろ、その社会的位置づけと内実の検討自体が小論における課題の一つとなるのであるが、そのさい、経済学的考察がその主軸をなすと考える。それは、このことが、生活分析（それがどのような課題設定と方法によるかを問わず）の基底に位置づくこと考えるからである。以下、小論における考察の課題を次のように設定する。

第一に、生活をどのように認識するか、という問題である。少なくとも、経済学的には“生活”についてこれまで明確な概念規定がなされてきたわけではない。まず、そのより正確な認識にあたって踏まえるべき論点について整理しておかなければならない。

第二に、生活における生活労働の内実とその社会的位置づけについて明らかにしなければならない。とりわけ、既往研究との関連では生産労働および家事労働が深いかかわりを持つことになる。

第三に、生活労働が、主体形成論、つまり生活主体の形成とどのように関連するのか、いわば小論の中心的論点についての解明である。とくにここでは共同生活労働の意義が解明される。共同生活労働の内実のなかに主体的契機を見いだすことができる、ということは後の考察によって明らかとなる。

II 生活分析の枠組み

1 労働者生活とその主体

以下、小論で生活といった場合、その主体は労働者（階級）である。その理由は、資本主義の下で雇

倒的多数を占める階級が労働者階級であること、さらに労働者階級が資本・賃労働関係のもとにおける労働主体、生活主体として理論的にも現実にも代表的性格を有していることに根ざしている。しかし、小生産者やその他の小営業者は労働者とは異なる性格を有し異なる条件のもとで存立しているが、その独自の性格と条件について考察するさいには、さしあたりこれを農民で代表させる。したがって、以下ではとくにことわらないかぎり資本主義下の賃労働者（階級）を前提として議論を進める。

さて、労働者の生活は、大別して彼らが資本のもとで労働過程に拘束されている労働生活とそれ以外の生活とからなる。この点については、たとえば労働生活と消費生活とに分ける考え方や（注2）、労働と生活を分けたいうで、両者を合わせて広義の生活（過程）とし、労働と区別される生活を狭義の生活（過程）とする見方（注3）などもあるがいずれも不正確である。問題の核心は、労働者生活のなかで資本に拘束された生活が労働生活として存在するという事実、そして、このことを基軸にして労働者生活が分離されること、さらに資本の労働者に対する支配・管理が間接的に資本のもとにある労働過程以外にも及ぶ、ということであって、これは単純に労働と生活の分離、そして前者の資本への従属、という関係で言い尽くされることではない。労働者生活は、基本的には“資本に拘束された労働生活”と“直接に資本に拘束されない生活＝消費を基軸とする生活”とからなるということになる。言い換えれば、「労働者生活」＝「資本に拘束された労働生活」＋「直接に資本に拘束されない生活」、と言い表すことができる。以下では、とくにことわりのないかぎり、前者を“賃労働生活”、後者を“生活”といい、さらに両者を含む全生活を“労働者生活”ということにする（ここでいう生活は一般にいわれる狭義の生活（過程）＝労働以外の生活（過程）と同義ではない。その違いは、後に論述するように、生活のなかに生活労働を含むことから明らかである）。

さて、このような見地から労働者生活を規定したうで、さらにその主体について明らかにしなければならない。労働者生活の主体は労働者家族である。労働者家族は、一般にいわれているように、単に生活の基本単位であるばかりでなく、生活の基本的主体である。ここで基本的主体というのは、第一に、家族が生命の再生産と生活の持続的発展の基盤であり、生活の社会的自立の基礎であること、第二に、個人の自立と発達もまた、このような家族のもとで、その成員として生活するなかで実現すること、したがって第三に、労働者生活は、基本的に共同生活であり、そのなかにおける諸活動（労働もふくめて）は共同活動であるが、そのような共同生活、共同活動は家族の範囲にとどまるものではなく、その枠を超えた共同生活、共同活動（たとえば地域共同生活・活動）へと拡大すること、第四に、労働者生活は家族を基底とする生活以外の生活（たとえば単身生活）を排除するものではなく、その意味であくまでも基本的主体であること、をその理由としている。

2 労働者生活の基本的性格とその規定条件

次に労働者生活の基本的性格とその規定条件についてであるが、ここではその具体的内容を明らかにすることが目的ではない。以下の議論に必要なかぎり、次の諸点を指摘するにとどめる。

第一に、労働者生活は、さきにも指摘したように、基本的に共同生活である。そして、その内実には、生命の維持・再生産とそれを基底とする労働者の成長・発達であり、そのための生産労働をはじめとして、さらに家事・育児、教育、母性保護、幼児・高齢者・傷病者保護、家族の団らん、文化的活動、など多岐にわたる。これらの活動について、家族的協業を基礎とする生産労働者ならびに生活労働とその他（したがって労働以外）の諸活動が家族成員の共同のもとにおこなわれる。ここで生産労働とともに、とくに“生活労働”という概念を措定した。その内実については後にのべるが、労働（生活）と消費（生活）、あるいは労働と（狭義の）生活、といった区別・対比では生活労働という考え方が成り立たないことは、明らかであろう。それと同時に、労働者生活の内実を編成し統括する主体は労働者家族、したがってその成員である。いいかえれば、生活の主体といった場合、その主体的契機は家族成員の共同活動それ自体の中に存在する。もちろん、このような共同活動は家族成員の個人としての自立を基礎としている（注4）。

しかし、第二に、反面において労働者生活のうち資本に直接拘束されない生活は、その共同の範囲が主として家族の枠内に限られ、また、そのなかで重きをなす生活労働も、後にのべるように、私的労働を起点として展開するので、閉鎖的・後進的性格を合わせ持つことはさけられない。さらにこのことが、労働者生活を規定する歴史的条件、とりわけ、前近代的条件や資本主義的条件と結合するなかで、労働者家族内に隷属・支配の家族関係が形成されることも否定できない。

その意味で、労働者生活は、その主体である労働者家族において、個々の成員の自立を基礎とする民主的家族関係を発展させることを課題とするのであって、それは、家族成員の共同活動、共同的主体の形成を基礎として、反面における労働者家族の後進性を克服することを意味する。その道筋を明らかにするためには、さらに労働者生活の内実を規定している歴史的条件について触れておかなければならない。

労働者生活を規定する歴史的条件は大要次のような内容である。

(1) 家族制度

労働者生活は生活の主体である家族自体が歴史的に規定された制度、つまり家族制度によって条件づけられる。ここで考察の対象としている労働者家族自体、資本主義のもとにおける支配的な家族制度であり、それは資本主義的生産関係、資本資本的諸制度によって規定され条件づけられている。そのみではなく、前資本主義的諸制度（たとえば家父長的制度・因習）も強く影響する（たとえば家族的協業における家父長的支配・隷属）。

このような見地に立つならば、とくに農民家族ならびにそれに基礎を置く農民生活については、労働者生活と共通した性格を持ちつつもさらに独自の考察が必要であることはいうまでもない。

(2) 労働の社会的生産力

資本主義のもとにおける技術の進歩・改良を基礎とする労働生産力の発展は、一方では、資本のもとにある労働過程に拘束された労働者の労働の内実を直接に条件づける。さらにいえば、それは、相対的剰余価値生産を基軸とする労働者に対する搾取と隷属の強化＝労働過程における貧困化の過程であると同時に、それと並行して進行する労働の社会化は、労働者にとって、その労働の内実とその編成を方向づける条件となる。

他方、労働の社会的生産力の発展は、労働者生活に必要な生活手段、生活資料の質と量（さらにその価値水準）を条件づける。近年、生活様式論が、労働の社会的生産力に規定された生活手段の体系とかかわって議論されてこともこの点と関連する（これをめぐる論点については後にふれる）（注5）。しかし、それはあくまでも労働者生活の客観的条件であって、この条件によって一義的に労働者生活が規定されるわけではない。

(3) 労働時間

労働者生活のなかにおける拘束された労働時間は、さきに述べた労働生産力の発展と密接に関連するのであるが、資本主義のもとでは、労働生産力の発展は（拘束された）労働時間の短縮に直結しない。いうまでもなく（拘束された）労働時間の短縮は労働者にとっては、自由な生活時間の拡大を意味する。それは労働者生活の充実、労働者の人間としての発達の基底的条件の一つである。さらに、自由な生活時間の拡大は、さきに指摘した（拘束された）賃労働生活に対する資本に直接に拘束されない生活の拡大に直結する。

この資本に直接拘束されない生活は、さきに指摘したように、それ自体、労働者家族の共同生活である。これに対して資本に拘束された労働生活は、家族の成員がこの共同生活から切り離され、単独で労働過程に拘束されることを意味する。その意味では、資本に拘束された賃労働生活のもとにある労働者は生活主体として疎外されている、ともいえよう。したがって、自由な生活時間の拡大は、同時に労働者家族の共同生活の拡大であり、主体の回復の過程でもある、といえる（生活労働における家族的協業に存在する不平等・性差別も軽視できない）。

(4) 文化水準、欲望・要求水準

労働者生活を規定する歴史的条件として、労働者生活を形成する基底的条件をなす生活習慣、教育・文化水準などおよびそれらに対する労働者階級の欲望・要求水準について着目しなければならない。もちろん、その内容・水準は一面では労働の社会的生産力によって条件づけられるが、それによって一義的に規定されるわけではない。さらに労働者生活の現実の水準は、地域・階層にかかわる歴史的条件と関連して階層、地域によって著しい格差をもたらす（貧困の階層的・地域的累積）、その克服が現実の課題となる。

(5) 生活の社会化と共同的生活条件

生活の社会化については、それ自体理論的にも深めるべき多くの論点があるが、別稿でも言及しており、また、詳しくは機会をあらためて述べたいと考えているので、小論では共同的生活条件について論及するにとどめたい。ここで“共同的生活条件”という表現をあえて用いたのは、これに関連する既往の概念、たとえば、“社会的共同消費手段”、“共同生活手段”などは、労働者生活の共同的条件を言い表すのにはいずれも十分とはいえないので、独自の概念としてのそれらの意義を否定するものではないが、より広い表現として、“共同的生活条件”という表現がより妥当と考えたからである（たとえば、“社会的共同消費手段”における“消費”および“手段”、“共同生活手段”における“手段”、などの表現は、生活を消費に局限し、労働やその他の活動を含む共同的生活条件を物的手段に局限することになる。むしろ、それに相当する実体の存在を否定するものではないが）。

労働者生活を歴史的に規定する条件としての共同的生活条件は、大別して二つの内容から構成される。その一つは直接的生産過程における賃労働生活の共同的生活条件である。生産の社会化とさらにそれを基底とする労働の社会化がこれに相当する。いま一つ、資本に直接拘束されない生活については、まずその物的条件として指摘されてきた（社会的）共同消費手段、共同生活手段などがこれに相当し、その多くはいわゆる社会資本の投入によって充足される。さらに共同的生活活動（後にいう生活労働も含めて）の進展も重要である。以上述べたような意味における共同的生活条件の形成・展開は、労働の社会的生産力の発展を基底としつつ不可逆的な一つの歴史的傾向として具現する。

(6) 労働市場構造

労働市場構造は、直接的に労働者の賃労働生活を条件づけると同時に、それ以外の生活を含めて労働者生活を全体的に条件づける。まず、第一に、労働者生活の内容と水準を決定づけている基底的条件は、労働力の価値および現実の賃金水準である。いうまでもなく労働力の価値は、労働力が社会的に標準的な品質で再生産されるのに必要な生活必需品の価値の大ききで決まるが、さらに、さきに述べた共同的生活条件の形成・展開は、いかえれば労働力再生産費の社会化を意味し、この社会化された部分については、直接賃金のみではなくいわゆる間接賃金として加算される。反面、この部分が雇主や公的機関によって負担れない場合には、労働者にとっては、この部分が半ば強制的費用として直接賃金に食い込んで支出されることになる。

第二に、労働市場構造のなかで、とりわけ婦人労働の占める位置が重要である。それは、後に述べる生活労働について、婦人が現実にもその中心的担い手となっているのであるが（それは、すでに議論されているように、一面では、労働者生活の後進性、性差でもあるが）、近年における婦人の社会的労働への進出は、生活労働さらには労働者生活に甚大な変化をもたらしているからである。そしてこのことが、賃金水準も含めて、労働市場構造を大きく変化させる要因となっている。

(7) 資本による生活管理・間接的生活支配

資本にとって労働者の生活は、労働力の再生産の過程であるが、それは労働過程に直接に拘束している状態にある労働生活とは基本的に異なる。むしろ、資本は自らが求める労働力を獲得するためにあらゆる手段、方法を講ずるのであるが、それはあくまでも間接的であり、したがってそのことによる制約をとまなう。このため、総資本は、みずからの手で作出すことのできる労働力の需給に対する統御装置として相対的過剰人口を創出する。しかし、それと並行して、労働者の生活に対しても、可能な限りの干渉、間接的支配をおこなう。一つには労働（労務）管理の一環としてそれが生活管理（間接的ではあるが）におよぶ。二つには生活内容を条件づける生活必需品、サービスなどが資本制商品として資本の主導のもとに供給される。この過程で労働者の生活を資本主義的生活様式に編成しようとする。生活の社会化も、一面において生活様式の資本主義的編成を促進することになる。三つめとして、労働者の生活に対して教育、文化、芸術、イデオロギーなどにおける（総）資本の直接的干渉、宣伝、政策的介入などが行なわれる。

III 労働者の生活における生活労働

1 生活労働の規定条件

労働者の生活における諸活動を生活労働に一義的に極限できないことは、教育や文化・芸術活動を引き合いにだすまでもなく明らかである。問題はむしろ従来の生活分析が労働者生活、とりわけ、小論でいう“直接に資本に拘束されない生活”に内在する（生活）労働を正確に認識できなかったことにある。むしろ、実際には家事労働、育児労働などが議論の対象とされてきたので、この点について全く考察されなかったわけではないが、十全な認識にはなりえていなかったように思う（注6）。この点にかかわって、すでに小論に先立つ論稿のなかで“生活にかかわる労働”について言及したが、小論ではより明確に“生活労働”として措定し、その内実を規定する次の諸条件を踏まえて解明する。

第一に、労働者の生活（もちろん生活の主体を労働者に限る必要はないが、主体を抜きにして生活を論ずることはできないので、ここでは労働者を生活主体として措定する。他の生活主体については労働者との対比・関連においてその独自性を明らかにすればよい）における生活労働は、労働者の生活に必要な生活条件を取得し、労働者の生活を維持・発展させるための労働者（家族）の合目的な活動である。さらに生活労働はそれが一定の労働能力の発揮（消費）を伴う、という点においてより広義の生活活動とは区別される。

第二に、生活労働は、その起点において労働者家族のための労働者家族内の労働であり、その意味において私的労働である。しかし、やがて労働者の生活が商品経済化し労働力の販売が不可避となり、さらに資本制商品生産のもとにおいてはこの部分が労働者の生活労働から分離して賃労働となる。賃労働は剰余価値を生産する生産的労働を基軸に利潤を産む労働として資本に従属し、その意味で労働者の生

活に直接に結びつく生活労働とは対照的である。

第三に、生活労働は労働者の生活における労働者家族成員の共同労働であり、その基底に佐置づくのは家族的協業である。しかし、その労働の内実は決して不変ではなく、とりわけ労働の社会的生産力の発展のもとで変化し、協業と分業を含む労働編成も家族的協業の枠を越えて展開する。(家族的協業の枠を越えた)社会的共同生活労働の形成が必然化する。

他方、第四に、生活労働は、労働者生活の絶え間ない商品経済化と生活の会社化の進行のもとで、社会的労働としての賃労働に代位される傾向を持つ。

かくして、生活労働が私的労働から社会労働に転化する過程が次に考察されなければならない。

2 生活労働の社会化＝私的労働から社会労働への転化

その起点において私的労働である労働者の生活労働が社会的労働に転化するにさいしては、二つのコースが考えられる。その一つは、生活労働の賃労働への転化であり、いま一つのコースは家族的協業の枠を越えた社会的共同生活労働の形成・展開である。

まず、第一のコースである生活労働の賃労働化は、一般に生活の社会化のなかで論じられてきたものであるが、ここでは生活の社会化について広く議論するのではなく、生活労働の社会化を中心に検討する。生活労働が賃労働に代位される一つの形態は、それまで労働者家族の成員によって担われていた家庭内生活労働(注7)が直接に賃労働に代位される場合である。これはとくにサービスの労働に多くみられる。いま一つの形態は家庭内生活労働が商品(財貨)によって置き換えられる場合である。つまり生活労働が賃労働の生産物に代位される場合である。料理労働に代わる調理・加工食品がその例となる。また、生活労働の社会的労働への転化は、単にその賃労働ないしその生産物による代位という形態だけではなく、生活労働が購入した生活手段(賃労働の生産物)と結合するという形態でも進行する。

かくして、労働者の生活は、それが直接に賃労働によるかあるいは資本制商品の形態をとるかを問わず、圧倒的に社会的労働(およびその生産物)に依存することになる。それは労働者が、小生産者の分解の帰結としてその起点に立ったときから、つまり生産手段と生活手段を喪失した時点から持っている労働者生活の基本的性格である。

さらに、このような労働者の生活への社会的労働の侵入は、単に生活労働に対する代位やそれとの結合に止どまらず、事実上、無制限に進行する。さまざまな種類の生活用新製品の売り込みがその端的な例である。このような過程は労働者家族に対して生活様式の変更を迫ることになる。つまり、生活の社会化は、これを生活労働の社会化の側面からみるだけでも、労働者の生活をより広くより深く資本制商品生活に巻き込み、労働者を商品市場、労働市場、金融市場などをおしてより広くより深い市場関係に包摂することになる。

もちろん、このような生活労働の私的労働から社会的労働への転化は、労働者にとって貧困化をもたらすだけではない。その過程で、労働生産力の発展の成果をみずからの生活の改良・向上に充用するこ

とも可能である。しかし、そのためには、労働者の生活を主体的に編成し実践する力量が必要であって、すでに指摘されている家庭管理主体としての労働者の主体形成もこのような視点から極めて重要であるが(注8)、それは個別労働者家族の枠内に止どまらず、さらに社会的共同活動として発展することが必要となり、そのための条件について検討されなければならない。

そこで、生活労働の社会的労働への発展へのいま一つの道について考察されなければならない。小論ではこの点を社会的共同生活労働の形成・展開に求める。生活労働はその起点において労働者家族の成員の共同労働であるが、現実には、そのなかにおいて差別と分断が存在している。したがって、この家族内の共同生活労働について、民主的家族関係を基礎にして、そこに内在する前近代的分業・協業を克服し、生活労働(指揮・監督労働、家計管理労働も含めて)の民主的編成を実現するための道筋と条件が解明されなければならない。さらに生活労働の共同は、家族内にとどまらない。この点にかかわって、最近、“(家族間)生活協同”が着目され、これをめぐってさまざまな議論が交わされていることは注目に値する。その論点は論者によって異なるが、地域生活を基盤とする家族間生活協同に着目している、という点ではほぼ共通している、といえよう。むろん、その共同の内実は生活労働に限られるものではなく、広く生活活動に及ぶのであるが、その基底に存在する生活労働についての論点の整序がまず必要であろう。

その意味で、労働者家族の枠を越えた生活労働の共同を社会的共同生活労働として性格づける。これは生活労働の社会的労働への転化のいま一つの道である。しかして、その内実は、単なる抽象論としてではなく、社会的共同生活労働の歴史的・現実的な実態に即して考察されなければならない。小論ではそのような歴史的・現実的形態として生協労働に着目する。

3 生協労働の性格と構造＝重層構造

生活協同組合は、現実には広く組合員の生活にかかわる諸事業を行っており、生協組合員の活動もこれを生協労働にかぎることはできない。しかし生協労働がその根幹をなすことは否定できない。したがって、以下では生協労働に焦点をしばって検討することにする。

ところで、(生活)協同組合労働の基本的な性格と構造については、すでに別の機会にこれを重層構造と規定して言及しているので(注9)、その点についてはここでは繰り返さないが、この点について指摘されている若干の批判点にかかわって、小論の論旨とくに関連の深い論点について触れておきたい。

まず、第一に、社会的共同生活労働の形成・展開は、生活労働の社会的労働への転化の資本主義的形態としての賃労働化とは対照的な形態であり、いわば労働者が主体となった社会的労働への転化であるといえるが、それが現実化する過程では、それ自体が資本主義的性格と構造を持つことを避けることができない。いわゆる論理の一面的貫徹はありえないのである。この点を見失うと、資本主義のもとにおける生活協同の意義を過大評価する誤りを犯すことにもなりかねない。最近の生協論のなかには、そのような危惧を感じる議論もないわけではない。そのいちいちの論点をここではとりあげないが、総じて

いえることは、生協を生活協同の形態として一義的に認識し性格づけことに端を発している。この点を明らかにするために次の論点に移ろう。

第二の論点は生協労働を重層構造として認識する意義についてである。それは大別して三つの意味を持つ。その一つは、生協労働を、個別的生活労働、生活共同労働、生協専門労働、としてとらえたことについてである。小論の論旨に沿って若干の修正を加えて示すならば、社会的共同生活労働としての生協労働は、家族内生活労働、共同生活労働、生協専門労働、の重層構造ということができる。ここでは共同生活労働が社会的共同生活労働として位置づくのであるが、さらに生協専門労働が形成される。重層構造というのはまさにこの三層構造のことを指すが、この中でとくに生協専門労働は労働者家族の共同労働を基底としつつ、そこから自立した専門労働、社会的労働であり同時に賃労働である。重層構造としての二つめの意味は、生協労働、とりわけ生協専門労働が生活労働と商業労働（さらに生協が生産・加工事業を行っている場合には生産労働も含めて）の二重の性格を有する、ということである。生協労働がこのような二重的性格を持つのは生協の基本的性格に由来する。

すでに、別の機会に生協の基本的構造を、組織・運動体と事業・経営体の統一体として規定した（注10）。そのうえで両側面の相互規定的構造を説明することが生協論の重要な課題の一つであることを指摘した。そして、現実に生協が流通協同組合としての機能を主軸にして運営されていることを基礎に、その経済的本質を商業資本として規定した。この点については、生協が商業資本としての性格を持つ、ということと、生協の本質が商業資本であることは別であり、生協の本質を商業資本と規定することは誤りではないか、との指摘を受けた（注11）。指摘を受けた論稿のなかでは、上述のように、（流通）生協の経済的本質を商業資本と規定したのであって、生協の本質を商業資本と規定したのではない。しかし、“本質”という言葉にこだわるつもりはないので、“経済的本質”という表現も、たとえば“商業資本としての性格を有する”ないしは“商業資本としての機能を有する”と言い換えてもさしつかえないのであるが、問題は、商業資本としての性格ないし機能を一切否定することが誤りである、ということである。

たとえば労働者の生活における生活必需品の購買という生活労働は、これを商業資本の側からみれば、明らかに商業労働である。私的労働としての生活労働が社会的労働に転化する過程では生活労働自体が二重の性格を有することになる。生協労働の重層構造はこのことに基礎を置いている。

生協労働の重層構造の三つめの意味は、生協労働とその担い手との間に形成される重層的関係である。具体的には生協専門労働者、生協関連労働者、生協組合員がその担い手として存在し、生協労働の三重構造とさらに入り組んだ構造を作ることになる。

生協労働（生活労働）をめぐる関連構造のなかで、生協組合員（労働者）は、みずからの生活労働を社会的労働に転化すると同時に、生活に関連する多くの社会的労働と接触することになるのである。このことを別の視点からみれば、生活労働から社会的労働に転化した賃労働のなかにも、生活労働としての自主的編成の可能性が、たとえ拘束された条件のもとではあっても存在することを意味する。たとえ

ば、生活組合員と生協労働者とスーパー・マーケットで働く商業労働者とが共同して、流通民主化の実践を行うことは可能である。もし、生協が商業資本としての性格を有することを一切排除して考えるならば、このような可能性は想定できないであろう。そのさい、生協労働は、その基底において協同組合民主主義をその運営の原則として保持しているのだから、このような実践において主導的役割を果たす可能性を持つとみることもできる。このように生活主体としての労働者は、単に共同生活労働の形成・展開を通して成長するのみではなく、資本主義的賃労働との関連のもとで構成される重層構造のなかで成長・発達するのである。このことに関連して次の視点が重要である。

4 生活労働と公務労働

生活労働の社会的共同生活労働への転化の一つの形態は、生活諸条件の公的保障、条件整備を中心にいわゆる公務労働として具体化する。ここで“いわゆる公務労働”としたのは、“公務労働”という言い方自体がその労働の内実を表現するうえでは必ずしも正確とはいえないからである。公務労働者といった場合、それは、その労働者の雇用の主体が国または地方自治体であること以上のことは示さない。したがって労働の内実を表現することにはならないのである。公務労働をめぐるこのような論点についてはすでに別の機会に概括的にふれたのでくりかえさないが（注12）、小論の論旨に沿って公務労働を意義づけるならば、さしあたり生活労働に限っていえば、社会的共同生活労働の公的形態である、ということができる（したがって有用労働としての内実は示さない）。公的形態であるという点において、その協同組合的形態である生協労働とは区別されるが、社会的共同生活労働という点では共通している。また、資本主義的賃労働においても社会的共同生活労働としての性格はないわけではないので（たとえば民営機関における医療労働、私学の教育労働など）、公務労働を民間労働と画然と区別することは適切とはいえない。むしろ、公務労働もまた重層的構造として認識することが必要ではないか。そのうえで公務労働の基本的性格を住民自治との関連において解明することが重要である。

IV おわりに

以上、小論では労働者生活における生活主体の形成を生活労働の形成・展開のなかにおいて解明してきた。その主軸に据えた論理は社会的共同生活労働の形成・展開であり、その過程のなかにも共同的な生活主体形成を見てきたのである。しかし、小論はあくまでも分析の枠組みについて述べたにとどまるので、生活労働の内実についての考察は今後の課題である。また、農民生活についての分析も課題として残った（注13）。いずれも他日を期したい。

（注）

（注1） 詳しくは、北海道大学教育学部『われわれの研究の将来——1984年教育学部フォーラム——』

における山田定市・鈴木敏正の共同報告を参照されたい。

- (注2) たとえば、大木一訓編『現代の労働と生活』(学習の友社, 1987年)
- (注3) このような見方は一般に多く、小論に先立つ論稿においても、ほぼこの考え方にたっていたがさらに検討のうえ、小論のように整理した。
- (注4) 立論の基礎は同じではないが成瀬龍夫氏もほぼ同様の論旨を述べている。成瀬龍夫『家族の経済学』(青木書店, 1985年)
- (注5) 主に次の論稿を参照されたい。角田修一「マルクス経済学と生活様式」(『経済』, 1983年3月, 新日本出版社), 角田修一「現代生活様式の矛盾と生協の役割」(『生活協同組合研究』, 1987年1月, 生活問題研究所)
- (注6) この点については荒又重雄氏の研究が先駆的である。その後、伊藤セツ氏が荒又氏の研究成果を引き継いで発展させている。これらを含めて、たとえば以下の論稿を参照されたい。荒又重雄『賃労働の理論』(亜紀書房, 1968年), 同『賃労働論の展開』(御茶の水書房, 1978年), 大森和子・好本照子・阿部和子・伊藤セツ・天野寛子共著『家事労働』(光生館, 1981年), 田中秀樹「生活協同組合労働と家庭内労働」(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』第5号, 1984年), 古村えり子「『資本主義的生活様式』と主体形成に関するノート」(『社会教育研究』第5号)
- (注7) 前掲, 田中秀樹氏の論稿を参照されたい。
- (注8) 宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論』(有斐閣, 1978年)
- (注9) 山田定市「生協労働・労働者論の視角——生協論への労働論的接近——」(生活問題研究所『生活協同組合研究』1987年5月)
- (注10) 前掲, 山田の論稿を参照されたい。
- (注11) たとえば内山哲郎「《生活協同》論の構想(上)——家族間生活協同と男女間《生活》協同——」(生活問題研究所『生活協同組合研究』1987年10月)を参照されたい。なお高畑明尚氏も東京都立大学修士論文『生活過程における疎外・衰退と家族間協同——家事労働の社会化を中心に——』(1988年)においてほぼ同主旨の指摘をおこなっている。
- (注12) 山田定市「生活問題の現段階と協同組合」(『北海道大学教育学部紀要』第42号, 1983年)
- (注13) 生活主体を含む農民主体形成については概括的に次の論稿でふれた。山田定市「地域農業構造再編下における農民の主体形成」(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 第31号, 1988年)